2020 年 4 月 22 日

保護者・在校生皆さまへ

国立病院機構北海道医療センター
附属札幌看護学校

新型コロナウイルス感染症に関わる欠席について

新型コロナウイルス感染症に関して、授業等の欠席の扱いについてお知らせいたします。

在校生の皆さまが感染又は感染者の濃厚接触者に特定された場合、速やかに学校に連絡をお願いいたします。なお、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に基づき、授業等の「出席停止」をお願いいたします。

濃厚接触者に特定された場合、「出席停止」の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して２週間といたします。「出席停止」の場合は、「欠席」として扱いません。

同居家族が濃厚接触者の場合も、速やかに学校に連絡をお願いいたします。居住地区の保健所に今後の対応を確認した上で、感染の有無等の状況が明らかになるまでの間、「出席停止」とし「欠席」として扱いません。

また、発熱等の症状がみられるときは, 自宅休養(状態により受診等)をお願いいたします。この場合、発熱等の症状消失から４日間経過し、かつ学校で登校可能の確認ができるまで「欠席」といたします。この場合の「欠席」については、在校生の皆さまの不利益にならないように対応いたします。